

令和 3 年度第 1 回静岡県肝炎医療対策委員会からの主な修正点

頁	修正前（前回）	修正後	修正理由等
2	<p>このような中、・・・の 3 項目を指標とし、肝炎対策基本法第 4 条（地方公共団体の責務）及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省・平成 28 年 6 月 30 日改正）（以下「肝炎対策基本指針」という。）に基づき、県が取り組むべき施策を示すものです。</p>	<p>このような中、・・・の 3 項目を指標とし、肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）第 4 条（地方公共団体の責務）及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）（以下「肝炎対策基本指針」という。）に基づき、県が取り組むべき施策を示すものです。</p>	<p>国の肝炎対策基本指針が、令和 3 年度中に改正予定であるため、本計画中の肝炎対策基本指針の時点を明記</p>
3	<p>肝炎対策基本指針では、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに、検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされていることから、今後、定期的に肝炎医療対策委員会において、進捗状況の評価を行い、肝炎をめぐる状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、施策の見直し及び新たな戦略についての検討を進めます。</p>	<p>また、肝炎対策に係る計画及び目標については、肝炎対策基本指針において、「都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。」とされています。本県では、上位計画である静岡県保健医療計画の中間見直しに合わせ、2021 年度に本計画の中間見直しを行いました。</p> <p>なお、肝炎対策基本指針は、肝炎対策基本法第 9 条の 5 の規定により、少なくとも 5 年ごとに、検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならないとされており、本県の中間見直しと同じ 2021 年度中に改正が予定されています。今後、肝炎対策基本指針の改正内容等も踏まえ、進捗状況の評価等を行い、必要があるときは、施策の見直し及び新たな戦略についての検討を進めます。</p>	<p>本年度の中間見直しの実施について追記</p>
16	—	<p>今後も、様々な媒体を活用しつつ、幅広い世代に対応し、各年代に応じて分かりやすい効果的な普及啓発に取り組む必要があります。</p>	<p>追記</p>
30	<p>多くの県民が肝炎ウイルス検査を受検するよう、市町や職域（職場）において、検査対象者への受検勧奨を行うよう要請します。</p>	<p>特に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人が肝炎ウイルス検査を受検するよう、市町や職域（職場）において、検査対象者への受検勧奨を行うよう要請します。</p>	<p>特に未受検者への周知が重要であるため</p>